

除外する土地

整理 番号	区域 番号	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	面積
		大字・字	地番				
1	C-4	下小杉	448-6	田	田	田	m ² 1,825
			449-1				360
			450-1				2,589
			451-1				1,960
			451-2				976
			452-1				1,398
			453-1				552
			454-1				769
			455-1				529
			455-2				66
2	B-1	越後島	249-1	田	田	田	m ² 1,171
			249-2				821
			252				848
			253				1,195
			254				1,792
			256-1				1,104
			256-2				1,000
			257の一部				906
3	C-1	大島	60	田	田	田	m ² 790
			61				889
			62				968
			63				902
			64				753
			65-1				297
			65-5				281
			65-6				20
4	C-5	上新田	1069-1	田	田	田	m ² 1,836
			1070				2,524
			1071-1				2,390
			1071-3				1,692
			1072				747
			1073-1				2,421
			1074-1				1,061

整理 番号	区域 番号	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	面積
		大字・字	地番				
5	C-5	相川	1224	田	田	田	m ² 314
			1225				192
			1226				1,786
			1227				1,522
			1228				819
			1229				1,432
			1230				976
			1231				1,780
			1232				536
			1233				1,020
			1234				1,345
			1235				2,341
			1236				3,671
			1237				3,712
			1238				3,600
			1239				1,688
			1240				691
			1241-2				1,347
			1242				3,013
			1243				1,624
1244	1,322						
1245	2,030						
6	C-5	相川	1249の一部	田	田	田	m ² 503
			1250の一部				428
			1251の一部				123
			1252の一部				233
			1253の一部				253
			1260の一部				2,312
			1261-2				2,903
			1262				2,899
			1263				2,003
			1264				878
7	C-5	相川	1253の一部	田	田	田	m ² 75
			1254の一部				3,009
			1255				2,935
			1256-1				1,430
			1257-1				889
			1258				2,995
			1259				2,952
1260の一部	609						

整理 番号	区域 番号	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	面積
		大字・字	地番				
8	C-5	相川	1247	田	田	田	m ²
			1248				903
			1249の一部				1,276
			1250の一部				659
			1251の一部				2,903
			1252の一部				937
			1253の一部				1,962
			1254の一部				2,834
	75						

焼津市農業振興地域整備計画変更理由書

令和 8 年 3 月 16 日
焼津市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたため、法第13条第1項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

【具体的な理由】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用調整区域内において整備される施設について、関係部局及び関係者との調整が整い、申請がなされたため。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理番号	地区記号 区域番号	土地の所在地		変更区分 (除外・編入・用途変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	C-4	下小杉 会下前	448-6 449-1 450-1 451-1 451-2 452-1 453-1 454-1 455-1 455-2	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和7年11月28日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条 第4項
2	B-1	越後島 越後島	249-1 249-2 252 253 254 256-1 256-2 257	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和7年12月22日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条 第4項

3	C-1	大島 矢作	60 61 62 63 64 65-1 65-5 65-6	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和8年1月8日付けで県知事承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条 第4項
4	C-5	上新田 西	1069-1 1070 1071-1 1071-3 1072 1073-1 1074-1	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和7年12月22日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条 第4項
5	C-5	相川 道下	1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241-2 1242 1243 1244 1245	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和7年11月28日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条 第4項

6	C-5	相川道下	1249の一部 1250の一部 1251の一部 1252の一部 1253の一部 1260の一部 1261-2 1262 1263 1264	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和8年1月9日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条第4項
7	C-5	相川道下	1253の一部 1254の一部 1255 1256-1 1257-1 1258 1259 1260の一部	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和7年12月22日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条第4項
8	C-5	相川道下	1247 1248 1249の一部 1250の一部 1251の一部 1252の一部 1253の一部 1254の一部	除外	当該土地に係る地域経済牽引事業計画については、土地利用調整計画に適合していることを確認し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に基づき、令和8年1月9日付けで市長承認された。 また、当該土地は、地域経済牽引事業計画により整備される施設用地であり、県産業部局・農業部局及び市産業部局・農業部局・都市部局と連携して調整した同意土地利用調整計画の内容との適合、整備にあたり農業上等の支障が無いこと、農地転用の確実性について確認及び調整を行ったことから、農振法第13条第1項の規定に基づき、農用地区域から除外する。	法第10条第4項